

公害防止管理者は、次の表の施設の規模・種類に応じた資格が必要。

施設の区分		排出ガス量・排水量	必要とされる資格															
			大気関係				水質関係				騒音	特定粉じん	一般粉じん	振動	ダイオキシン			
			第1種	第2種	第3種	第4種	第1種	第2種	第3種	第4種								
ばい煙発生施設	有害物質を排出する工場	4万 N m ³ /時以上	◎															
		4万 N m ³ /時未満	○	◎														
	上記以外	4万 N m ³ /時以上	○		◎													
		4万 N m ³ /時未満 1万 N m ³ /時以上	○	○	○	◎												
汚水等排出施設	有害物質を排出する工場	1万 m ³ /日以上						◎										
		1万 m ³ /日未満 又は特定地下浸透水を浸透					○	◎										
	上記以外	1万 m ³ /日以上					○		◎									
		1万 m ³ /日未満 1,000 m ³ /日以上					○	○	○	◎								
騒音発生施設											◎							
特定粉じん発生施設			○	○	○	○						◎						
一般粉じん発生施設			○	○	○	○						○	◎					
振動発生施設																◎		
ダイオキシン類発生施設																	◎	

◎選任すべき公害防止管理者、○その他選任可能な有資格者